

2009年7月15日
日 本 銀 行

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近の金融資本市場の情勢に鑑み、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成20年9月18日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成20年9月18日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成20年9月18日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」（平成20年10月14日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」（平成20年10月31日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。
6. 「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」（平成20年12月2日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。
7. 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」（平成20年12月19日決定）を別紙7のとおり一部改正すること。

- 8 . 「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」
（平成20年12月19日決定）を別紙8のとおり一部改正すること。
- 9 . 「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」（平成21年1月22日
決定）を別紙9のとおり一部改正すること。
- 10 . 「コマーシャル・ペーパー等買入における買入対象先選定基本要領」
（平成21年1月22日決定）を別紙10のとおり一部改正すること。
- 11 . 「社債買入基本要領」（平成21年2月19日決定）を別紙11の
とおり一部改正すること。
- 12 . 「社債買入における買入対象先選定基本要領」（平成21年2月1
9日決定）を別紙12のとおり一部改正すること。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局 坂 本 (03-3277-2800)

中尾根 (03-3277-3768)

金 融 市 場 局 千 田 (03-3277-1244)

福 田 (03-3277-1272)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~24~~22年~~10~~2月~~30~~1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~24~~22年~~10~~2月~~30~~1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中
一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~24~~22年~~10~~2月~~30~~1日

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」中
一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 本措置は、平成 2 0 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施
し、平成 ~~2 1~~ 2 2 年 ~~1 2~~ 3 月 3 1 日をもって廃止する。

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」中一部改正

7. を横線のとおり改める。

7. 付利の開始および終了

この基本要領に基づく付利は、平成20年11月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって開始し、平成21年912月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって終了する。

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 本措置は、平成 2 0 年 1 2 月 9 日から実施し、平成 ~~2 1 2 2~~ 年 ~~1 2 3~~ 月
3 1 日をもって廃止する。

「企業金融支援特別オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成 2 1 年 9 1 2 月 3 0 3 1 日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年9月12月30日をも
って廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについて
は、なお従前の例による。

「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」中一部改正

7. を横線のとおり改める。

7. 買入を行う期間

平成21年9月12日30日31日までとする。

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年9月12日30日31日をもって廃止する。

「コマーシャル・ペーパー等買入における買入対象先選定基本要領」中
一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年9月12日~~30~~31日をもって廃止する。

「社債買入基本要領」中一部改正

7. を横線のとおり改める。

7. 買入を行う期間

平成 2 1 年 9 1 2 月 ~~3 0~~ 3 1 日までとする。

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成 2 1 年 9 1 2 月 ~~3 0~~ 3 1 日をもって廃止する。

「社債買入における買入対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成 2 1 年 9 1 2 月 3 0 3 1 日をもって廃止する。